

伊奈町空家等対策計画

令和 7 年 3 月

伊奈町

目 次

第1章 本計画の目的及び位置づけ

- 1 背景・目的 … 1
- 2 計画の位置づけ … 2

第2章 空家等の現状と課題

- 1 人口と世帯 … 3
- 2 住宅・土地統計調査 … 4
- 3 課題 … 6

第3章 空家等対策の基本方針

- 1 対象区域 … 7
- 2 対象とする空家等の種類 … 7
- 3 計画期間 … 7
- 4 空家等調査 … 7

第4章 空家等に関する対策

- 1 空家等の適切な管理の促進 … 8
- 2 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進 … 8
- 3 空家等対策の実施体制 … 9

資料編

- 資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法 … 1 1
- 資料2 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則 … 3 3
- 資料3 空家等対策の推進に関する特別措置法第七条第六項に規定する
敷地特例適用要件に関する基準を定める省令 … 3 5
- 資料4 伊奈町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則 … 3 7
- 資料5 伊奈町空家等対策協議会条例 … 3 9
- 資料6 町内空家等調査 … 4 3
- 資料7 関連施策 … 6 3
- 資料8 相談窓口一覧 … 6 4

第1章 本計画の目的及び位置づけ

1 背景・目的

近年、地域における人口や世帯人数の減少、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態であるいわゆる「空き家」が年々増加し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしており、全国的な社会問題となっています。

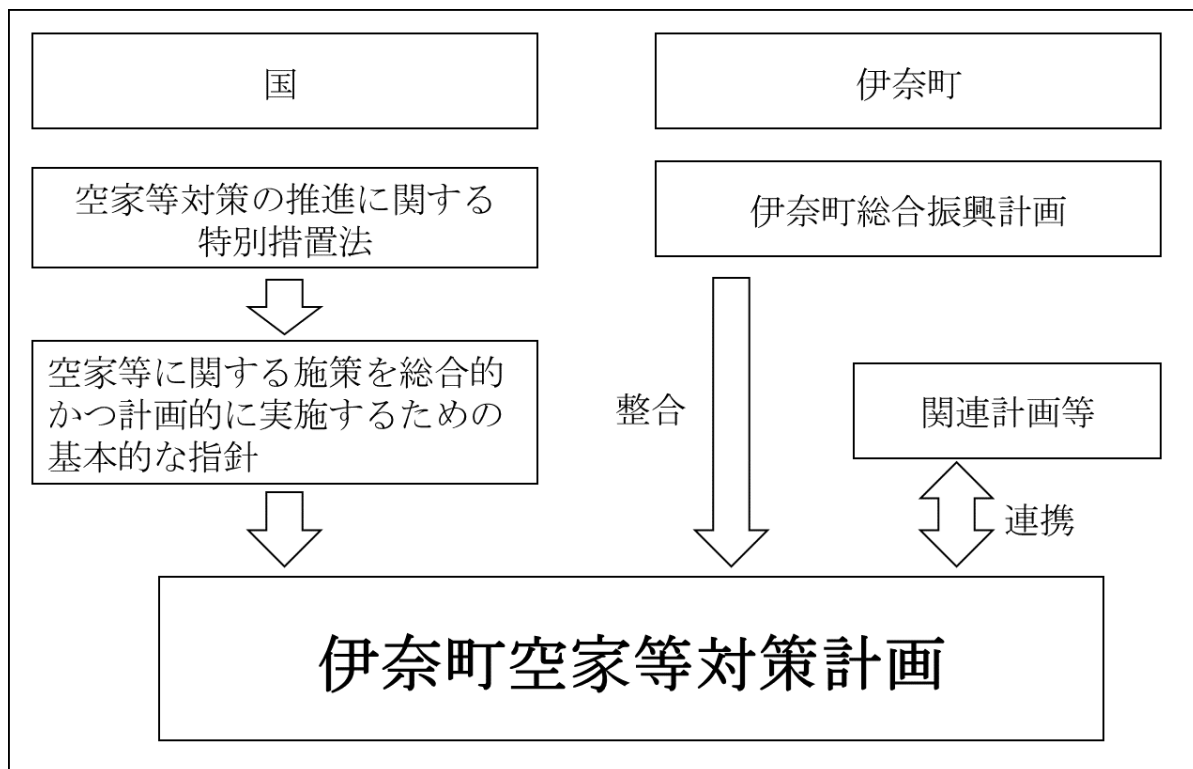
本町においても、総務省が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」では、令和5年調査で1,360件もの空き家があると推計されています。

そのような中、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が公布されました。また、国では、令和3年6月、更なる空家等対策の推進に向けて、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を改正し、令和5年6月には、法の一部が新たに改正され、市町村、都道府県、国の役割を明確化するとともに、空家等対策計画についての基本的な考え方を示しました。

これらの経緯を踏まえ、本町の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、「伊奈町空家等対策計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第7条の規定に基づき、空家対策を効果的かつ効率的に推進するために定めるものです。また、本計画は伊奈町総合振興計画との整合、及びその他関連計画との連携を図ることとなります。



第2章 空家等の現状と課題

1 人口と世帯

(1) 人口

本町の人口は、国勢調査の結果によると、平成12年の人口総数は32,216人で、そのうち65歳以上の人口割合は10.4%、令和2年の人口総数は44,841人で、そのうち65歳以上の人口割合は24.4%となっています。

平成12年から令和2年の20年の間に、人口総数は約12,000人増加しましたが、今後はほぼ横ばいで推移していくものと思われます。

【年齢別人口の割合】

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)		32,216	36,532	42,494	44,442	44,841
人口割合	15歳未満	15.0%	16.2%	17.7%	16.4%	13.9%
	15歳～64歳未満	74.4%	70.2%	65.3%	61.4%	60.7%
	65歳以上	10.4%	13.6%	17.0%	21.9%	24.4%

※出典：国勢調査

(2) 世帯数

本町の世帯数は、平成12年時点では10,710世帯でしたが、令和2年には17,812世帯となっており、増加傾向にあります。

【世帯数の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	10,710	12,665	15,504	16,701	17,812

※出典：国勢調査

2 住宅・土地統計調査

(1) 住宅・土地統計調査とは

住宅・土地統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査）です。国内の住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

対象は、国勢調査を基にした調査単位区内から、統計的な方法によって無作為に抽出され、対象となった世帯に対しては、所有権や家族構成など様々な調査が行われます。

(2) 空き家数について

住宅・土地統計調査では、空き家は「居住世帯のない住宅」に分類され、さらに「売却用の住宅」、「賃貸用の住宅」、「※二次的住宅」、「その他の住宅」の 4 つに分類されます。使用目的がなく特に対策が必要となる空き家は「その他の住宅」となります。

※二次的住宅…普段は住居として利用されていない住宅 例) 別荘等

(3) 伊奈町の住宅数及び空き家数の推移

本町における空き家数については、平成 20 年に 2,100 戸（空き家率 12.9%）であったのが、令和 5 年には、1,360 戸（空き家率 6.8%）と統計上は 15 年間で約 47%の減少となっています。

【伊奈町の住宅数、空き家数の推移】

	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
住宅数（戸）	16,310	18,410	19,260	19,930
空き家数（戸）	2,100	1,810	2,020	1,360
空き家率	12.9%	9.8%	10.5%	6.8%

※出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(4) 伊奈町の空き家の用途別内訳

本町における空き家のうち「その他の住宅」の令和5年の戸数は、平成30年からほぼ横ばいで推移しています。

【空き家の用途別内訳数】

	空き家				
	総数（戸）	二次的住宅（戸）	賃貸・売却用住宅（戸）	その他の住宅数（戸）	割合
平成20年	2,100	0	1,600	500	23.8%
平成25年	1,810	20	1,390	400	22.1%
平成30年	2,020	0	1,330	690	34.2%
令和5年	1,360	0	670	700	51.5%

※出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(5) 伊奈町の空き家のうち、腐朽・破損のある住宅の割合

本町における空き家のうち腐朽・破損のある住宅は、空き家総数のうち約19.9%となっており、用途別では「賃貸・売却用住宅」では約11.9%、「その他の住宅」については約27.1%の住宅に腐朽・破損が見られる状況となっています。

【令和5年空き家のうち、腐朽・破損のある住宅の割合】

	空き家		
	総数（戸）	賃貸・売却用住宅（戸）	その他の住宅
令和5年	270	80	190
空き家に対する割合	19.9%	11.9%	27.1%

※出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(6) 伊奈町の空家等の現状に対する評価

- ・高齢者の割合が高くなり、住宅数が世帯数と比較して過剰な傾向にあります。
- ・空き家数と空き家率は、ともに減少傾向にあります。
- ・適正な管理がなされず特定空家等となる可能性が高い「その他の住宅」が、空き家総数に占める割合が増加しています。

3 課題

空家等に関する課題は、空家等が放置されることで発生するものや所有者等に関するもの、空家等が増えることで地域活力の低下や過疎化が生じるといった社会的問題など、多くのものがあります。

(1) 近隣への悪影響（倒壊の危険・環境悪化など）

空家等が放置されると、草木の繁茂により隣地や道路への草木の越境、鳥獣等の棲みつき、敷地内へのゴミの不法投棄など、環境悪化を招きます。また、家屋の倒壊事故や屋根材や外壁の飛散事故が発生する危険性が高まります。

(2) 地域全体への悪影響（防災・防犯上の危険・景観悪化など）

放火や不審者の侵入、不法滞在など空家等が犯罪の温床となるおそれがあります。

また、破損や腐食を著しく生じている空家等は良好な景観を害するなど、地域全体へ悪影響を及ぼします。

(3) 所有者等の管理意識の欠如

空家等を放置することに対して、遠方に所在していたり相続し所有したものだったりと、所有者や管理者としての問題意識や危機意識の欠如が見受けられます。

相続されず管理者不明となることで、管理不全の状態が悪化することが考えられます。

(4) 地域活力の低下（過疎化・空洞化等）の懸念

人口が減少し空家等が増加すると、地域コミュニティが希薄化するとともに、景観も悪化していくため、まちとしての魅力も低下するおそれがあります。その結果、人口減少や過疎化に繋がる可能性があります。

第3章 空家等対策の基本方針

1 対象区域

本町における空家等対策の対象とする区域は、伊奈町内全域とします。

2 対象とする空家等の種類

本町において対象とする空家等の種類は、法第2条で規定される空家等とします。

よって、対象とする空家等は住宅用途に限らず、店舗、事務所、倉庫等も含まれます。

ただし、空家等のうち、「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する」ものについては、原則として対象から除外するものとしますが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、本計画の対象とします。

悪影響を及ぼしていると認められる状態の例

- ・ごみ等の放置、不法投棄や鳥獣等の棲みつきによる臭気の発生や危険物の放置があり、近隣住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・屋根、外壁等の建物の一部が劣化・腐朽し剥がれ落ちている。
- ・ブロック塀が傾いている。亀裂が入っている。
- ・草木等が隣地へ越境している。

3 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、状況の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

4 空家等調査

町内空家等調査（令和4年度実施）の結果を基に、町内の空家等の所在及び当該空家等の所有者、現況を把握しデータベースとして整備しました。さらなる調査の実施については、必要に応じて検討します。

第4章 空家等に関する対策

1 空家等の適切な管理の促進

空家等は、法第5条において「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」と規定されているように、所有者又は管理者が適切に管理することが原則です。

しかしながら、空家等に関する問題は、建物の老朽化による倒壊の危険や草木の繁茂、相続の複雑化など多種多様なものが存在するため、所有者等が空家等の適切な管理を行うにあたって、どこに相談や依頼すればよいのか分からないといったことも考えられます。

そのため、本町では空家等の発生を抑制し、空家等の適切な管理を促すために、以下のような対策を講じます。

- ・広報いなやホームページへの記事の掲載や、チラシ・パンフレットの配布による、広報・啓発活動を行います。
- ・不動産無料相談会実施の周知を行います。
- ・シルバー人材センター活用の周知を行います。
- ・空家等の所有者等が適切な管理を行うよう指導や助言を行います。
- ・空家等の管理に対する補助制度を検討します。
- ・管理者不明となることを避けるため、3年以内の相続登記が義務化されたことの周知を行います。
- ・必要に応じて、相談窓口を案内します。

2 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進は、管理不全空家等及び特定空家等とならないための予防対策として、活用可能な空家等について所有者等や入居希望者等に対し利活用を促すとともに、その跡地も含めた対策を講じることは重要なものです。本町では、空き家の利活用について、以下のような対策を講じます。

- ・利活用が積極的に行われるよう、情報提供や先進地調査、専門的な相談体制の充実を図ります。
- ・空き家バンク制度について周知します。
- ・空家等の活用（耐震補強、リフォーム、解体等）に対する補助制度や連携協定を検討します。

3 空家等対策の実施体制

空家等の対策を実施するにあたって、担当部署が庁内の多岐にわたることから、関係課との連携や専門知識を有する外部の関係団体等との連携が必要です。本町では、以下のような体制を整備します。

- ・空家等に対する総合窓口を**都市計画課**とし、広報いな、ホームページ等で周知します。
- ・庁内の関係課と連携体制を確立し、相談や対応体制を整備します。
- ・関係団体との連携を強化し、専門的な知見等の協力をいただきながら各種施策を実施します。
- ・伊奈町空家等対策協議会において空家等の対策の実施を進めます。
- ・本町における「特定空家等」（法第2条第2項）及び「管理不全空家等」（法第13条第1項）の判断基準を定め、その対応策等を検討してまいります。

資料編

資料 1 空家等対策の推進に関する特別措置法

資料 2 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

資料 3 空家等対策の推進に関する特別措置法第七条第六項に規定する敷地特例適用要件に関する基準を定める省令

資料 4 伊奈町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

資料 5 伊奈町空家等対策協議会条例

資料 6 町内空家等調査

資料 7 関連施策

資料 8 各相談窓口一覧表

資料 1

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日）法律第 127 号）

第一章 総則

（令五法五〇・章名追加）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（令五法五〇・一部改正）

（国の責務）

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(令五法五〇・全改)

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(令五法五〇・追加)

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
 - 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令五法五〇・旧第五条繰下・一部改正)

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第二十二條第一項の規定による助言若しくは指導、同条

第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

- 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。

11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及

び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

1 2 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

1 3 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

1 4 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(令五法五〇・旧第六条繰下・一部改正)

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法五〇・旧第七条繰下)

第二章 空家等の調査

(令五法五〇・章名追加)

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関

係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(令五法五〇・一部改正)

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・一部改正)

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状

態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(令五法五〇・追加)

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(令五法五〇・追加)

第四章 空家等の活用に係る措置

(令五法五〇・章名追加)

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・旧第十三条繰下)

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令五法五〇・追加)

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

- 2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条

第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（令五法五〇・追加）

（空家等の活用の促進についての配慮）

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をす

るものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（令五法五〇・追加）

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

（令五法五〇・追加）

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(令五法五〇・追加)

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

(令五法五〇・追加)

第五章 特定空家等に対する措置

(令五法五〇・章名追加)

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及

び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措

置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

1 1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

1 2 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

1 3 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

1 4 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

1 5 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

1 6 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

1 7 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(令五法五〇・旧第十四条繰下・一部改正)

第六章 空家等管理活用支援法人

(令五法五〇・追加)

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。

- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(令五法五〇・追加)

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(令五法五〇・追加)

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限

度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

（令五法五〇・追加）

（支援法人による空家等対策計画の作成等の提案）

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（令五法五〇・追加）

（市町村長への要請）

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定によ

る請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

(令五法五〇・追加)

第七章 雑則

(令五法五〇・章名追加)

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令五法五〇・旧第十五条繰下・一部改正)

第八章 罰則

(令五法五〇・章名追加)

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

(令五法五〇・旧第十六条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、

ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第三三一号で令和五年一二月一三日から施行)

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

- 2 新法第二十二条第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)

第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

- 3 新法第二十二条第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料 2

空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

平成 27 年 4 月 22 日総務省令第 1 号／国土交通省令第 1 号

(経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域)

第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第三項第五号

の国土交通省令・総務省令で定める区域は、次の各号に掲げるものとする。

一 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第七号に規定する商店街活性化促進区域

二 地域再生法第五条第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域

三 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第二条第二項に規定する滞在促進地区

四 前各号に掲げるもののほか、地域における住民の生活、産業の振興又は文化の向上の拠点であつて、生活環境の整備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図ることが必要であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める区域

(令五総省国交令一・追加)

(公示の方法)

第二条 法第二十二条第十三項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村の公報へ

の掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

(令五総省国交令一・旧本則・全改)

(空家等対策計画の作成等の提案)

第三条 法第二十七条第一項の規定により空家等対策計画の作成又は変更の提案を行おう

とする空家等管理活用支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る空家等対策計画の素案を添えて、市町村に提出しなければ

ならない。

(令五総省国交令一・追加)

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年五月二十六日）から施行する。

附 則 （令和五年一二月一二日／総務省／国土交通省／令第一号）

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

資料 3

空家等対策の推進に関する特別措置法第七条第六項に規定する敷地特例適用要件に関する基準を定める省令

令和 5 年 12 月 12 日国土交通省令第 94 号

(趣旨)

第一条 この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第六項に規定する敷地特例適用要件（第四条において「敷地特例適用要件」という。）に関する事項を同条第三項に規定する空家等活用促進指針に定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

(敷地と道との関係)

第二条 法第七条第五項に規定する特例適用建築物（以下「特例適用建築物」という。）の敷地は、将来の幅員が四メートル以上となることが見込まれる道であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものに接しなければならない。

- 一 当該道をその中心線からの水平距離二メートルの線その他当該道の幅員が四メートル以上となる線まで拡張することについて、拡張後の当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の同意を得たものであること。
- 二 法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第一号の規定による認定の申請をしようとする者その他の関係者が拡張後の当該道を将来にわたって通行することについて、拡張後の当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の承諾を得たものであること。

(構造)

第三条 特例適用建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百十

三号) 第十七条第三項第一号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

第四条 法第七条第三項の規定により同条第一項に規定する空家等対策計画に定めようとする空家等活用促進区域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号に掲げる防火地域又は準防火地域その他の市街地における火災の危険を防除する必要がある区域として敷地特例適用要件に定める区域（第六条において「防火地域等」という。）における構造に関する基準は、前条及び次条に規定するもののほか、特例適用建築物が建築基準法第五十三条第三項第一号イに規定する耐火建築物等又は同号ロに規定する準耐火建築物等であることとする。

第五条 特例適用建築物は、その敷地に接する道を建築基準法第四十二条に規定する道路とみなし、拡張後の当該道の境界線をその道路の境界線とみなして適用する同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十六条第一項第一号の規定に適合するものでなければならない。

（用途）

第六条 次の各号に掲げる区域における用途に関する基準は、特例適用建築物が当該各号に定める用途に供する建築物であることとする。

一 防火地域等 一戸建て住宅

二 防火地域等以外の区域 一戸建て住宅又は建築基準法別表第二（い）項第二号に掲げる用途

（規模）

第七条 特例適用建築物は、地階を除く階数が二以下であるものでなければならない。

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する

資料 4

伊奈町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成 29 年 7 月 28 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査の通知)

第 2 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（第 1 号様式）により行うものとする。

(立入調査員証)

第 3 条 法第 9 条第 4 項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第 2 号様式）とする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

伊奈町長

印

空家等立入調査通知書

あなたが所有（管理）する空家等は、管理不全な状態にあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく立入調査を次のとおり実施するので、同条第3項の規定により通知します。

1 対象となる空家等

所在地 伊奈町

用途

所有者の住所及び氏名

2 立入調査の実施予定日時

年 月 日（ ）午前・午後 時から

3 立入調査に至った理由

4 立入調査の責任者

備考 この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

第 2 号様式（第 3 条関係）

（表面）

立入調査員証		第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日	写 真	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の 規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
伊奈町長		印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）（抜粋） （立入調査等） 第 9 条 （略） 2 市町村長は、第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、 当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせ ることができる。 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められ る場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等 にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが 困難であるときは、この限りでない。 4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。 注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

資料 5

伊奈町空家等対策協議会条例

令和 6 年 3 月 1 9 日 条例第 6 号

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、伊奈町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 法第 2 条第 1 項に規定する空家等に関する施策の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、町長及び委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、町長をもって充て、副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、非公開とする。

(会議録)

第7条 会長は、会議の概要、出席した委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 2 会議録には、会長及び出席した委員のうち、会長の指名した2名以上の委員が署名しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

資料 6

町内空家等調査

空家等への対策を効率的に進めていくため、町内の空き家の状況を把握するべく、町内の空家等の所在及び所有者等の調査及び所有者へ意向調査を実施しました。

●調査期間

実態調査：令和 4 年 3 月から令和 4 年 4 月

現地調査：令和 4 年 11 月 18 日から令和 5 年 2 月 17 日

意向調査：令和 5 年 3 月 10 日から令和 5 年 3 月 27 日

●調査内容

1 実態調査（水道使用状況調査）

令和 4 年 3 月もしくは 4 月に上水道の使用がない建物もしくは、町が空き家対策を行ってきた中で空き家であると把握している建物

2 現地調査

上記調査内容 1 を実施し抽出された建物の内、空き地及び公園等と判明し除外した空き家において、職員による現地調査を実施。

3 意向調査（アンケート調査）

上記調査内容 2 において空き家として認定した所有者を対象に送付。

●調査結果

実態調査：総件数 983 件

現地調査：総件数 866 件

意向調査：総件数 232 件

●空家等の所有者等に対する意向調査及び調査結果

本計画の策定に向けて、空家等の状態や空家等の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）の意向を調査し、計画に反映させるため、前述の調査の結果確認できた232件を対象としたアンケート調査を実施しました。質問事項及び結果は次のとおりです。

※「％」の標記について、小数点第3位以下を四捨五入した値となっているため、合計値が100％になるとは限りません。

●発送日

令和5年3月10日（金）

●回答期限

令和5年3月27日（月）

●回答者数

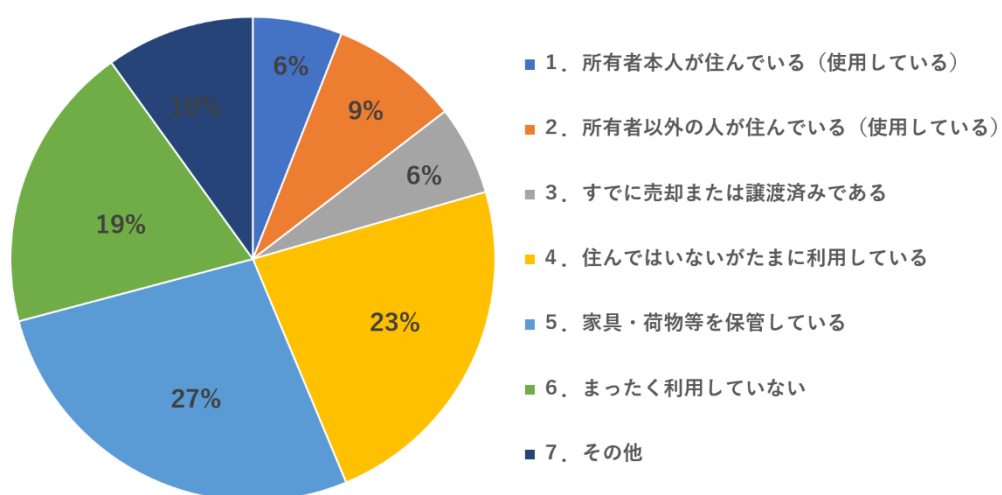
	通数
①アンケート発送数	232
②あて先不明による返送	2
③回収件数	146
④回収率（③÷①）	62.93%

【問1】 この建物をどのように利用していますか。（1つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 所有者本人が住んでいる（使用している）	9	6
2. 所有者以外の方が住んでいる（使用している）	13	9
3. すでに売却または譲渡済みである	9	6
4. 住んではないがたまに利用している	35	23
5. 家具・荷物等を保管している	41	27
6. まったく利用していない	29	19
7. その他	15	10

回答数：151件

※問1で1. ～ 3. のいずれかを選択された方は、ここで質問は終了。



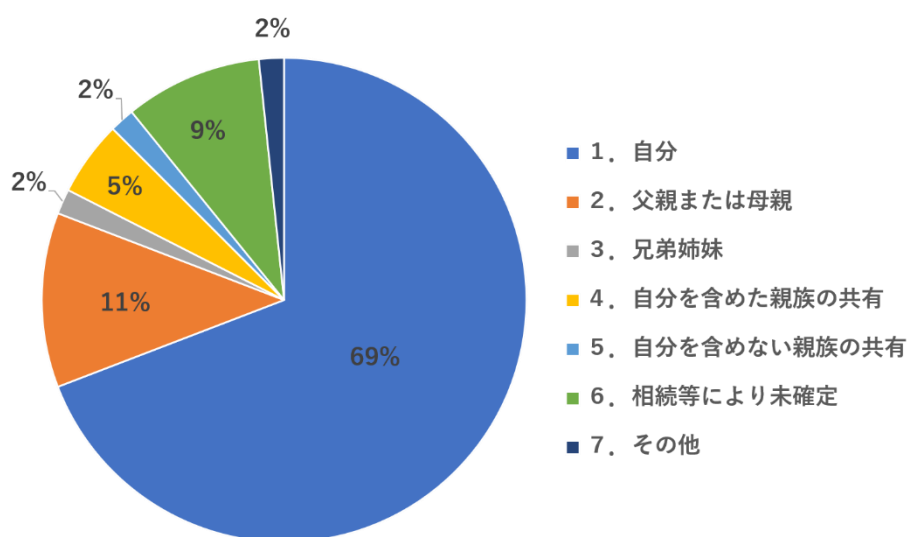
【集計結果】

建物の利活用状況について、「家具・荷物等を保管している」と回答した方が41名（27%）と最も多く、「住んではないがたまに使用している」と回答した方が35名（23%）となっており、所有者等の半数以上は利用しているという結果となりました。

【問 2】 この建物の所有者はどなたですか。（1つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 自分	83	69
2. 父親または母親	14	12
3. 兄弟姉妹	2	2
4. 自分を含めた親族の共有	6	5
5. 自分を含めない親族の共有	2	2
6. 相続等により未確定	11	9
7. その他	2	2

回答数：120件



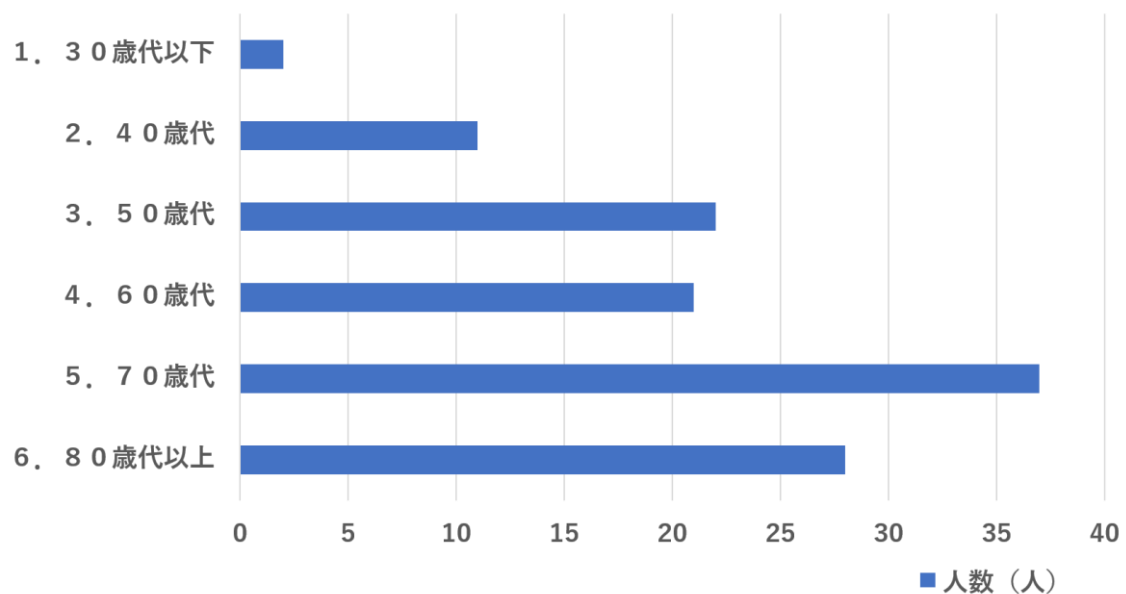
【集計結果】

建物の所有者について、「自分」と回答した方が、83名（69%）と最も多く、「父親または母親」と回答した方が14名（12%）となっており、所有者の半数以上が親族内であるという結果になりました。

【問3】 この建物の所有者の方の年齢はおいくつですか。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 30歳代以下	2	2
2. 40歳代	11	9
3. 50歳代	22	18
4. 60歳代	21	17
5. 70歳代	37	31
6. 80歳代以上	28	23

回答数：121件



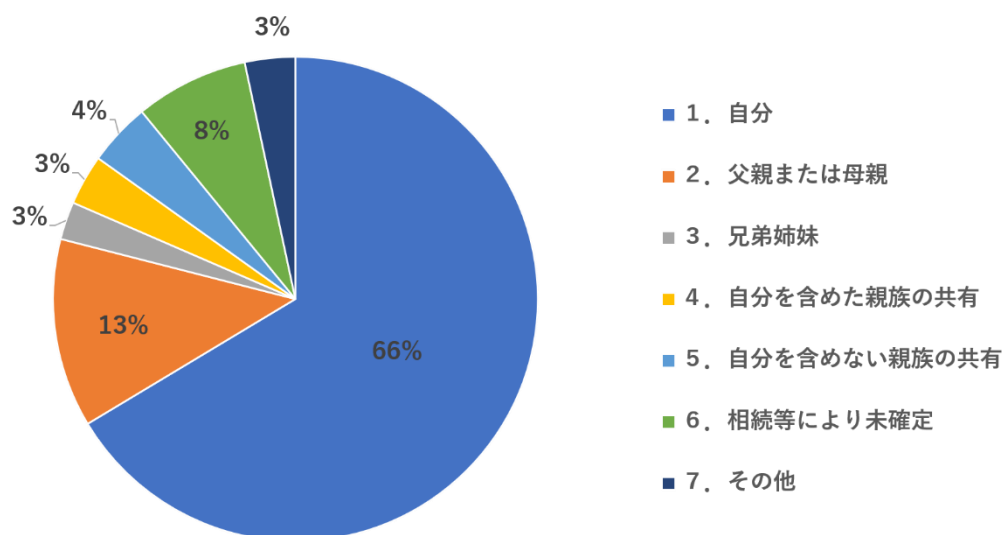
【集計結果】

建物の所有者の年齢については、「70歳代」と回答した方が最も多く、37名（31%）、「80歳代以上」と回答した方が28名（23%）となっており、半数以上が70歳以上である結果になりました。

【問4】 この建物の敷地（土地）の所有者はどなたですか。（1つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 自分	79	66
2. 父親または母親	15	13
3. 兄弟姉妹	3	3
4. 自分を含めた親族の共有	4	3
5. 自分を含めない親族の共有	5	4
6. 相続等により未確定	9	8
7. その他	4	3

回答数：119件



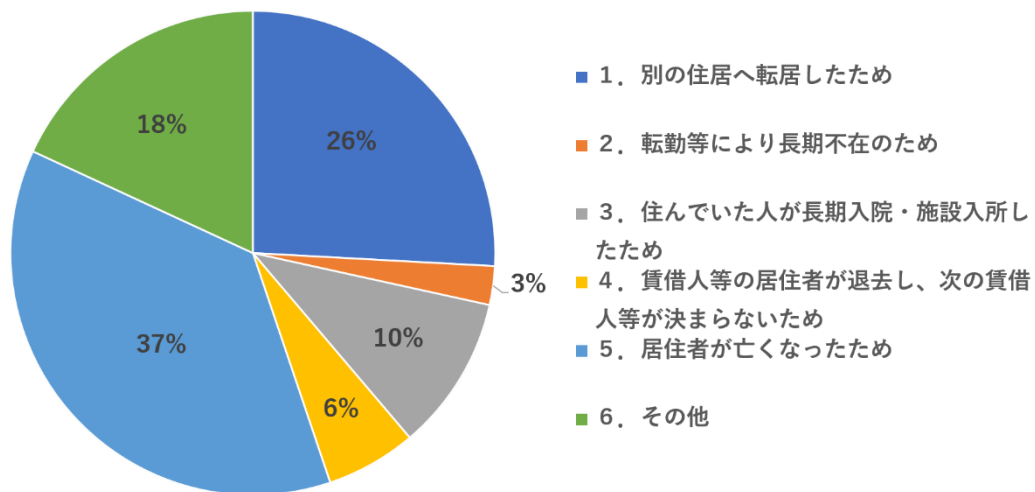
【集計結果】

土地の所有者について、「自分」と回答した方が、79名（66%）と最も多く、「父親または母親」と回答した方が15名（13%）となっており、建物と同様、所有者の半数以上が親族内であるという結果になりました。

【問 5】 この建物に誰も住まなくなった理由を教えてください。（1つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 別の住居へ転居したため	30	26
2. 転勤等により長期不在のため	3	3
3. 住んでいた人が長期入院・施設入所したため	12	10
4. 賃借人等の居住者が退去し、次の賃借人等が決まらないため	7	6
5. 居住者が亡くなったため	43	37
6. その他	21	18

回答数：116件



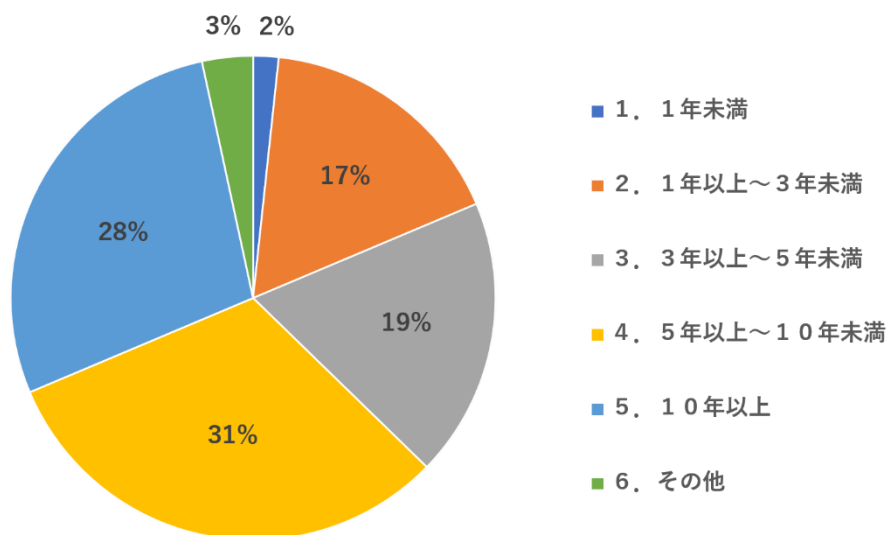
【集計結果】

建物に誰も住まなくなった理由について、「居住者が亡くなったため」と回答した方が、43名（37%）と最も多く、「別の住居へ転居したため」と回答した方が30名（26%）となっており、建物を住居として使用しなくなったことが半数以上であるという結果になりました。

【問 6】 この建物に誰も住まなくなってからどれくらい経過していますか。（1つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 1 年未満	2	2
2. 1 年以上～3 年未満	20	17
3. 3 年以上～5 年未満	22	19
4. 5 年以上～1 0 年未満	37	31
5. 1 0 年以上	33	28
6. その他	4	3

回答数：118件



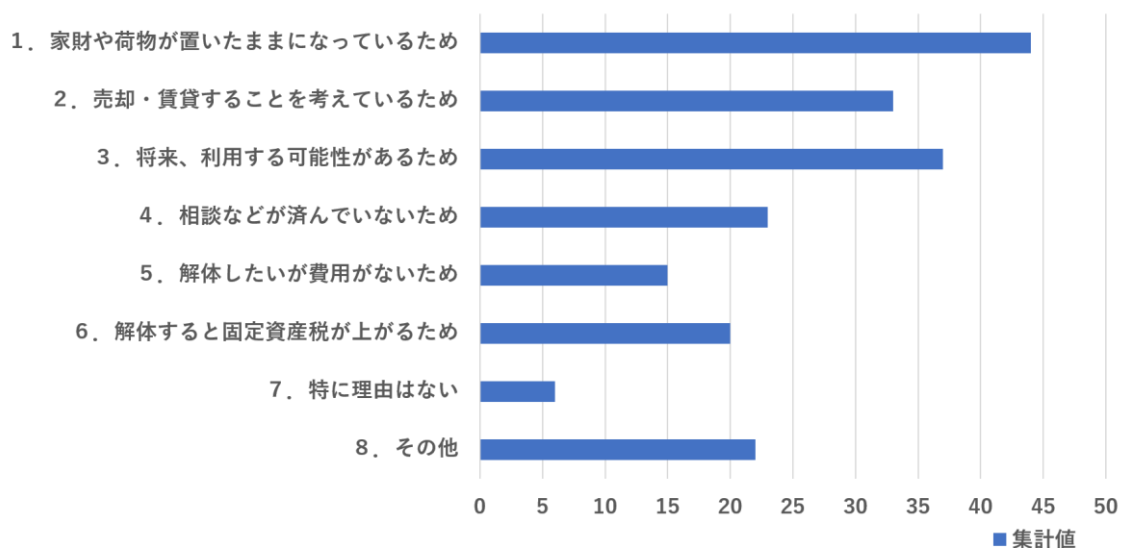
【集計結果】

建物に誰も住まなくなってからどれくらい経過していますかについて、「5 年以上 10 年未満」と回答した方が、37 名（31%）と最も多く、「10 年以上」と回答した方が 33 名（28%）となっており、半数以上が誰も住まなくなってから 5 年以上経過しているという結果になりました。

【問 7】 この建物に誰も住まないままになっている理由を教えてください。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 家財や荷物が置いたままになっているため	44	22
2. 売却・賃貸することを考えているため	33	17
3. 将来、利用する可能性があるため	37	19
4. 相談などが済んでいないため	23	12
5. 解体したいが費用がないため	15	8
6. 解体すると固定資産税が上がるため	20	10
7. 特に理由はない	6	3
8. その他	22	11

回答数：200件



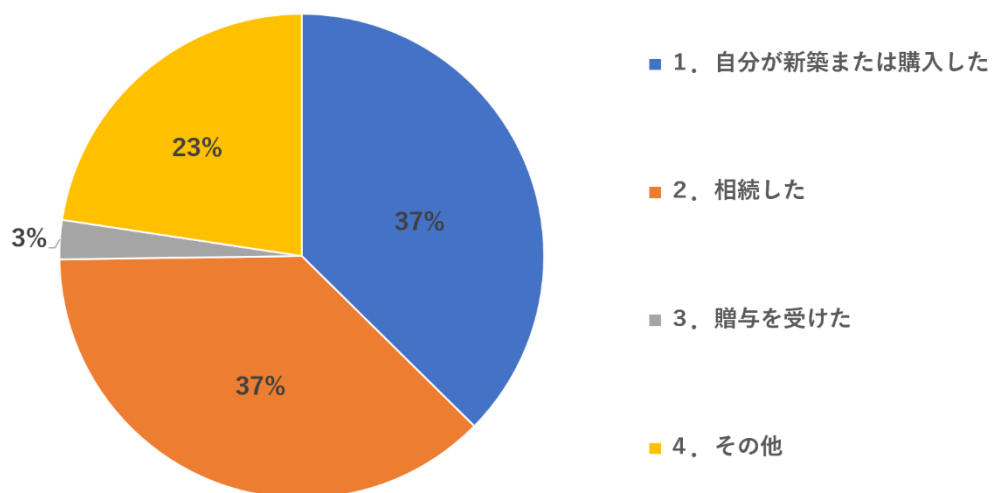
【集計結果】

建物に誰も住まないままになっている理由について、「家財や荷物が置いたままになっているため」と回答した方が、44 名（22%）と最も多く、「将来、利用する可能性があるため」と回答した方が 37 名（19%）となっており、「売却・賃貸することを考えているため」と回答した方が 33 名（17%）と半数程度が現状のままであるが、将来的には利用することがあるとの回答結果となりました。

【問 8】 この建物を取得した経緯を教えてください。（1 つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 自分が新築または購入した	43	37
2. 相続した	43	37
3. 贈与を受けた	3	3
4. その他	26	23

回答数：115件



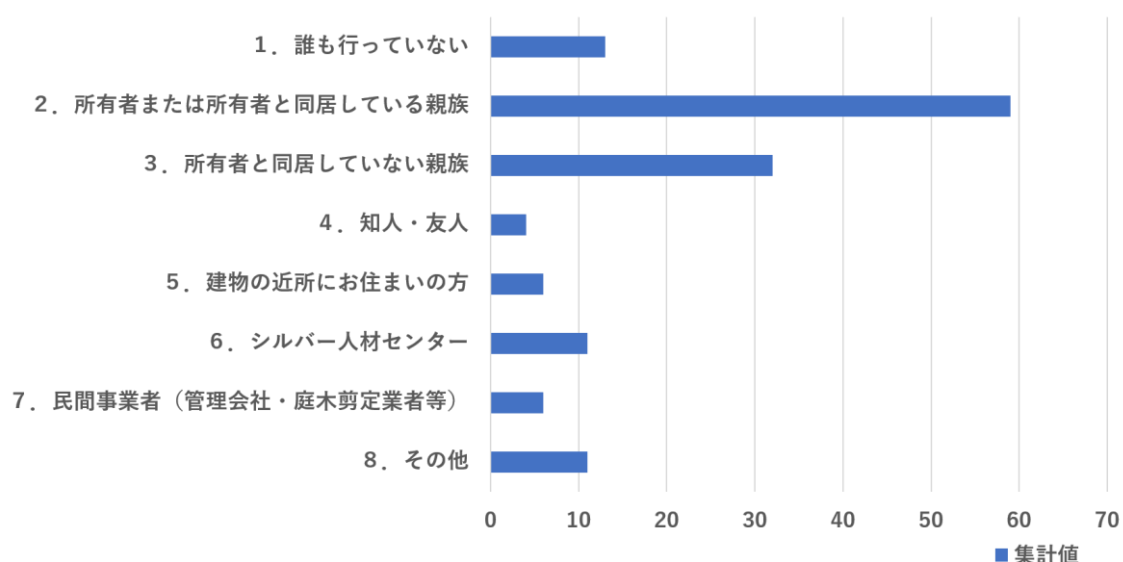
【集計結果】

建物を取得した経緯について、「自分が新築または購入した」「相続した」と回答した方が、43 名（37%）と同数で最も多く、半数以上が親族内で取得した建物であるという結果になりました。

【問 9－1】 建物と敷地の維持管理は、主にどなたが行っていますか。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 誰も行っていない	13	9
2. 所有者または所有者と同居している親族	59	42
3. 所有者と同居していない親族	32	23
4. 知人・友人	4	3
5. 建物の近所にお住まいの方	6	4
6. シルバー人材センター	11	8
7. 民間事業者（管理会社・庭木剪定業者等）	6	4
8. その他	11	8

回答数：142件



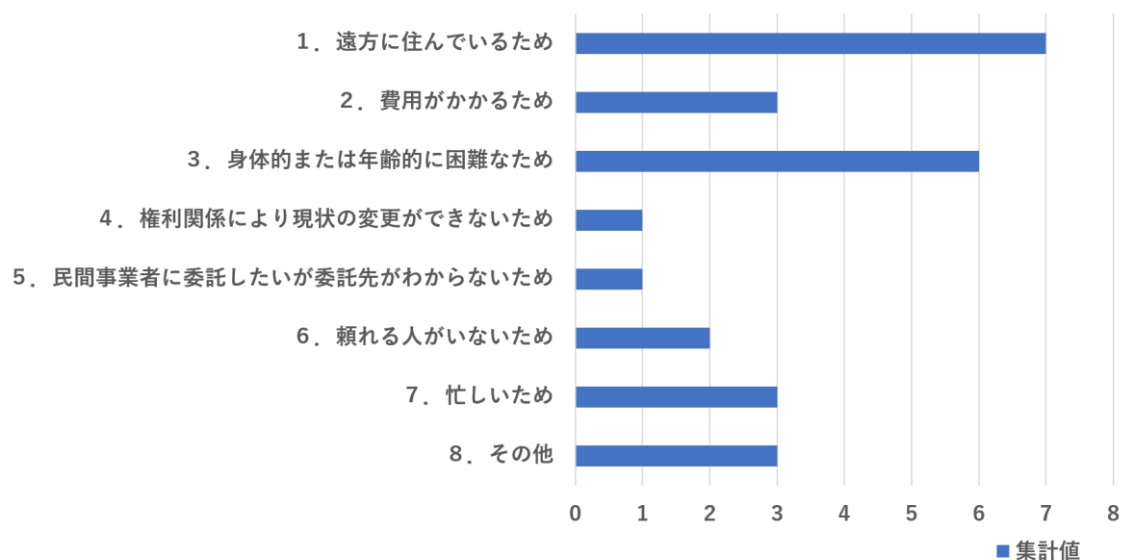
【集計結果】

建物と敷地の維持管理が主にどなたが行っているかについて、「所有者または所有者と同居している親族」と回答した方が、59名（42%）と最も多く、「所有者と同居していない家族」と回答した方が32名（23%）となっており、半数以上が親族内で行っているという結果になりました。

【問 9 - 2】 問 9 - 1 で「1. 誰も行っていない」を選択した方へ質問です。
その理由を教えてください。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 遠方に住んでいるため	7	27
2. 費用がかかるため	3	12
3. 身体的または年齢的に困難なため	6	23
4. 権利関係により現状の変更ができないため	1	4
5. 民間事業者へ委託したいが委託先がわからないため	1	4
6. 頼れる人がいないため	2	8
7. 忙しいため	3	12
8. その他	3	12

回答数：26件



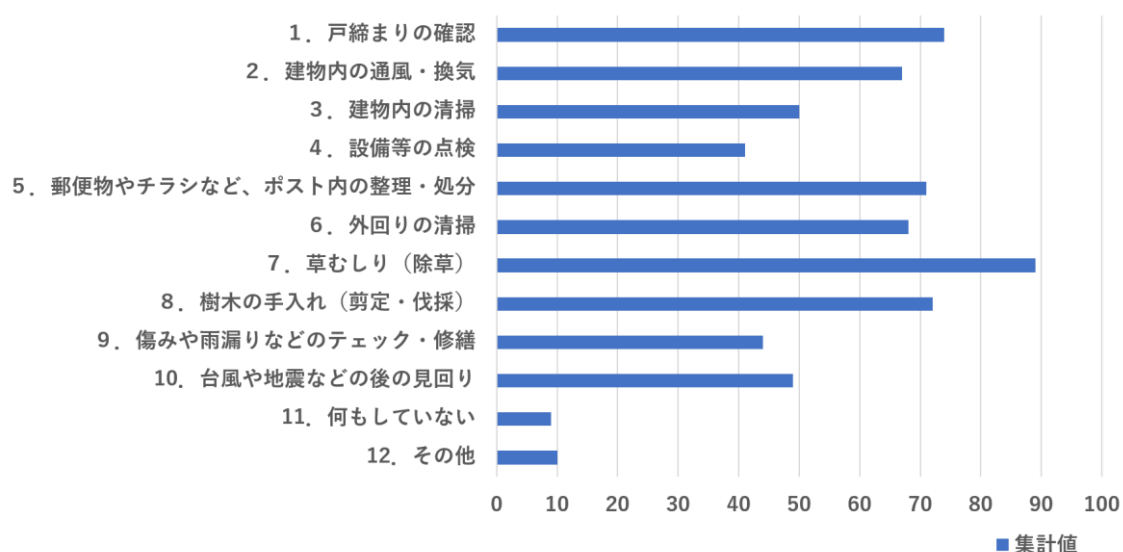
【集計結果】

誰も行っていない理由について、「遠方に住んでいるため」と回答した方が、
7 名（27%）と最も多く、「身体的または年齢的に困難なため」と回答した方が 6 名
（23%）となっており、半数以上が物理的な理由等で行けない結果となりました。

【問 1 0】 建物と敷地の維持管理は、どのようなことを行っていますか。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 戸締まりの確認	74	11
2. 建物内の通風・換気	67	10
3. 建物内の清掃	50	8
4. 設備等の点検	41	6
5. 郵便物やチラシなど、ポスト内の整理・処分	71	11
6. 外回りの清掃	68	11
7. 草むしり（除草）	89	14
8. 樹木の手入れ（剪定・伐採）	72	11
9. 傷みや雨漏りなどのチェック・修繕	44	7
10. 台風や地震などの後の見回り	49	8
11. 何もしていない	9	1
12. その他	10	2

回答数：644件



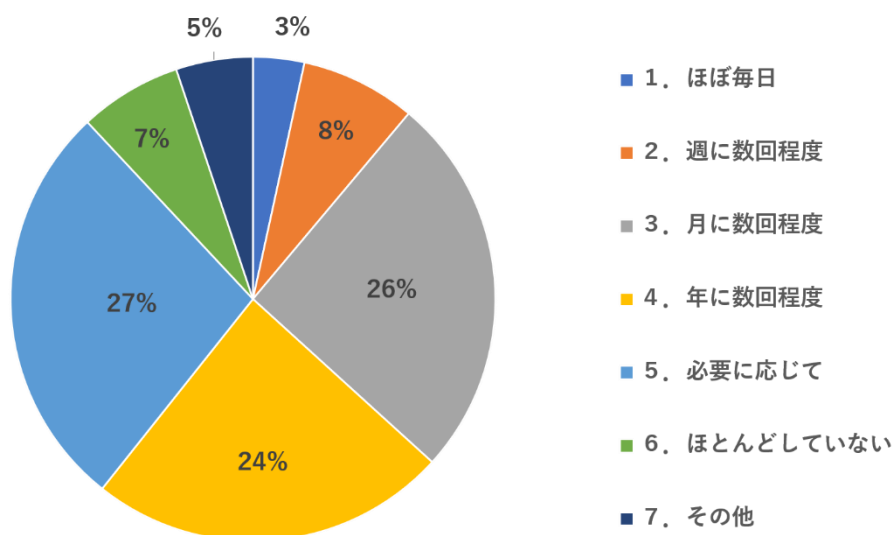
【集計結果】

建物と敷地の維持管理について、「草むしり（除草）」と回答した方が、89名（14%）と最も多く、「戸締まりの確認」と回答した方が74名（11%）となっており、「樹木の手入れ（剪定・伐採）」が72名（11%）、「郵便物やチラシなど、ポスト内の整理・処分」が71名（11%）、「外回りの清掃」が68名（11%）であり、半数以上が、屋外の維持管理を行っている結果となりました。

【問 1 1】 建物と敷地の維持管理は、どのくらいの頻度で行っていますか。（1つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. ほぼ毎日	4	3
2. 週に数回程度	9	8
3. 月に数回程度	30	26
4. 年に数回程度	28	24
5. 必要に応じて	32	27
6. ほとんどしていない	8	7
7. その他	6	5

回答数：117件



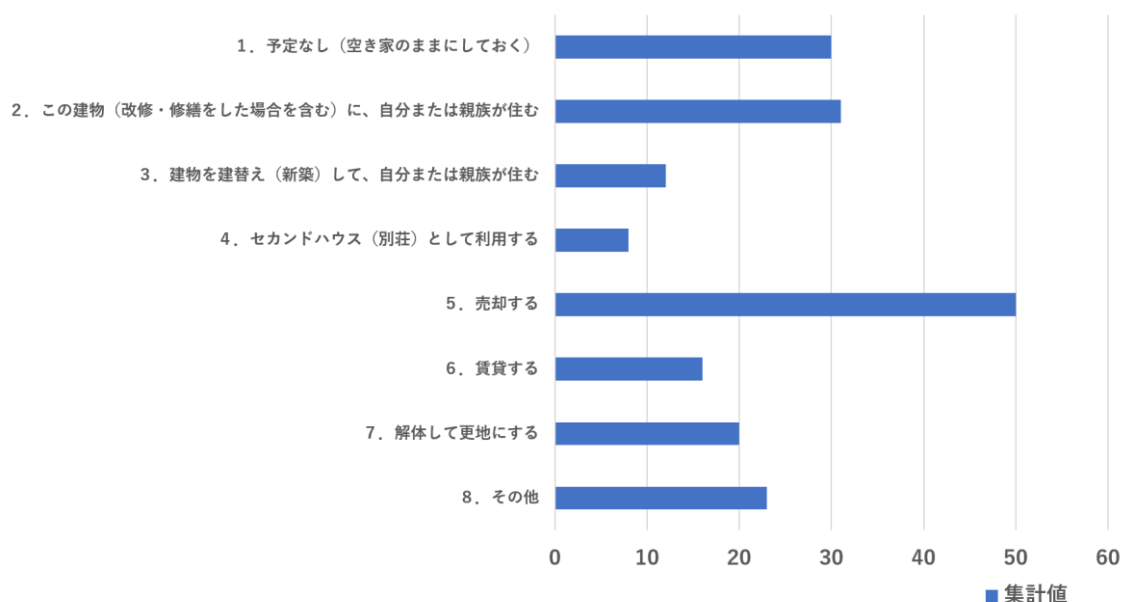
【集計結果】

建物と敷地の維持管理の頻度について、「必要に応じて」と回答した方が、32名（27%）と最も多く、「月に数回程度」と回答した方が30名（26%）、「年に数回程度」と回答した方が28名（24%）となっており、維持管理の頻度については、ばらつきのある結果となりました。

【問 1 2】 今後、この建物や敷地を利活用する予定はありますか。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 予定なし（空き家のままにしておく）	30	16
2. この建物（改修・修繕をした場合を含む）に、自分 または親族が住む	31	16
3. 建物を建替え（新築）して、自分または親族が住む	12	6
4. セカンドハウス（別荘）として利用する	8	4
5. 売却する	50	26
6. 賃貸する	16	8
7. 解体して更地にする	20	11
8. その他	23	12

回答数：190件



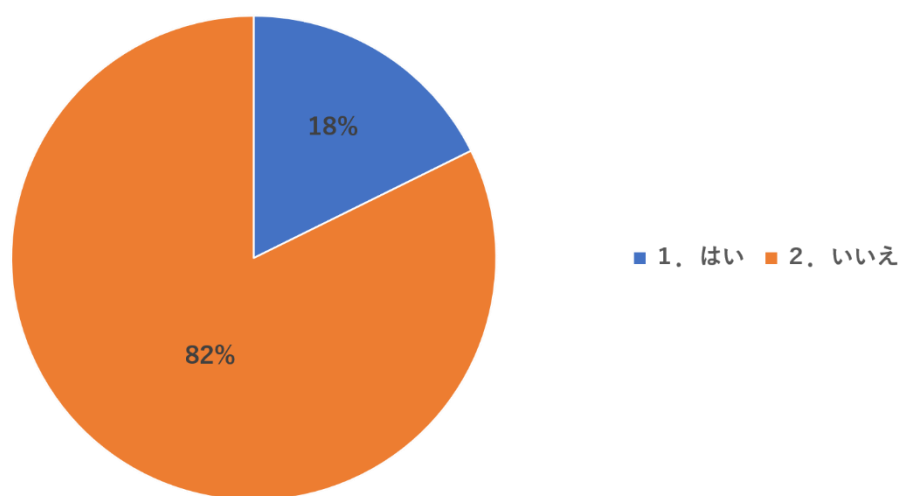
【集計結果】

今後の建物や敷地の利活用の予定について、「売却する」と回答した方が、50名（26%）と最も多く、「予定なし（空き家のままにしておく）」と回答した方が30名（16%）、「この建物（改修・修繕をした場合を含む）に、自分または親族が住む」が31名（16%）となっており、半数以上が将来的に利活用を考えているとの結果となりました。

【問 1 3】 伊奈町では、近隣の 4 市（上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市）と連携して、空き家バンクを設置していますが、ご存じですか。（1 つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. はい	20	18
2. いいえ	93	82

回答数：113件



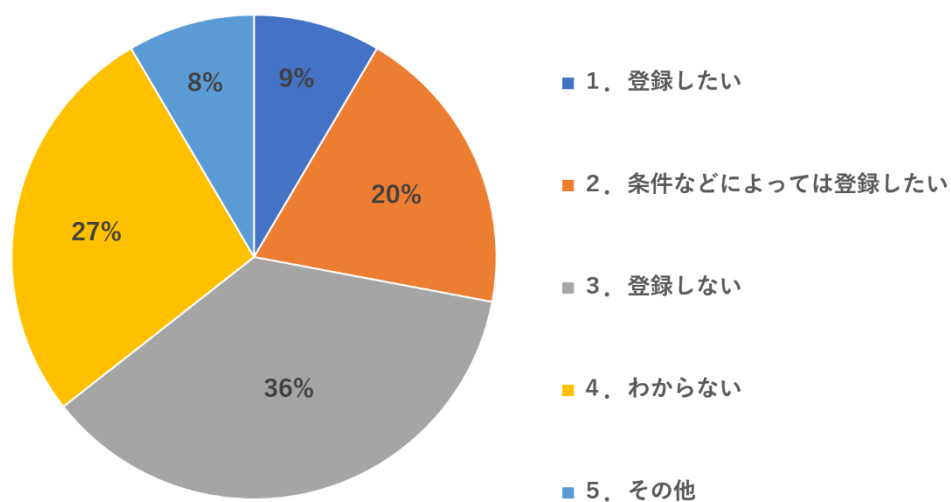
【集計結果】

空き家バンクについてご存じですかについては、「いいえ」と回答した方が、93 名（82%）となっており、空き家バンクの設置について知られていないとの結果となりました。

【問 1 4】 この建物を空き家バンクに登録したいと思いますか。（1つ選択）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 登録したい	10	8
2. 条件などによっては登録したい	23	19
3. 登録しない	43	36
4. わからない	32	27
5. その他	10	8

回答数：118件



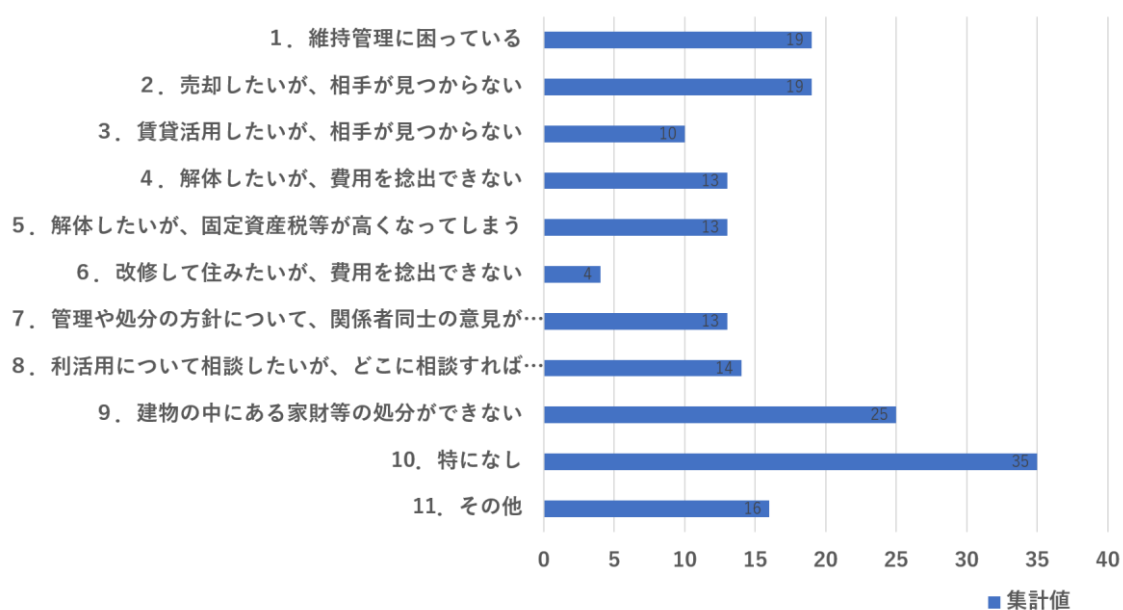
【集計結果】

建物を空き家バンクに登録したいと思いますかについて、「登録しない」と回答した方が、43名（36%）と最も多く、「わからない」と回答した方が32名（27%）となっており、空き家バンクの設置について認知度が低いこともあり、積極的な利用について考えていないとの結果となりました。

【問 1 5 - 1】 この建物を所有していることで、お困りのことはありますか。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 維持管理に困っている	19	10
2. 売却したいが、相手が見つからない	19	10
3. 賃貸活用したいが、相手が見つからない	10	6
4. 解体したいが、費用を捻出できない	13	7
5. 解体したいが、固定資産税等が高くなってしまう	13	7
6. 改修して住みたいが、費用を捻出できない	4	2
7. 管理や処分の方針について、関係者同士の意見がまとまらない	13	7
8. 利活用について相談したいが、どこに相談すれば良いか分からない	14	8
9. 建物の中にある家財等の処分ができない	25	14
10. 特になし	35	19
11. その他	16	9

回答数：181件



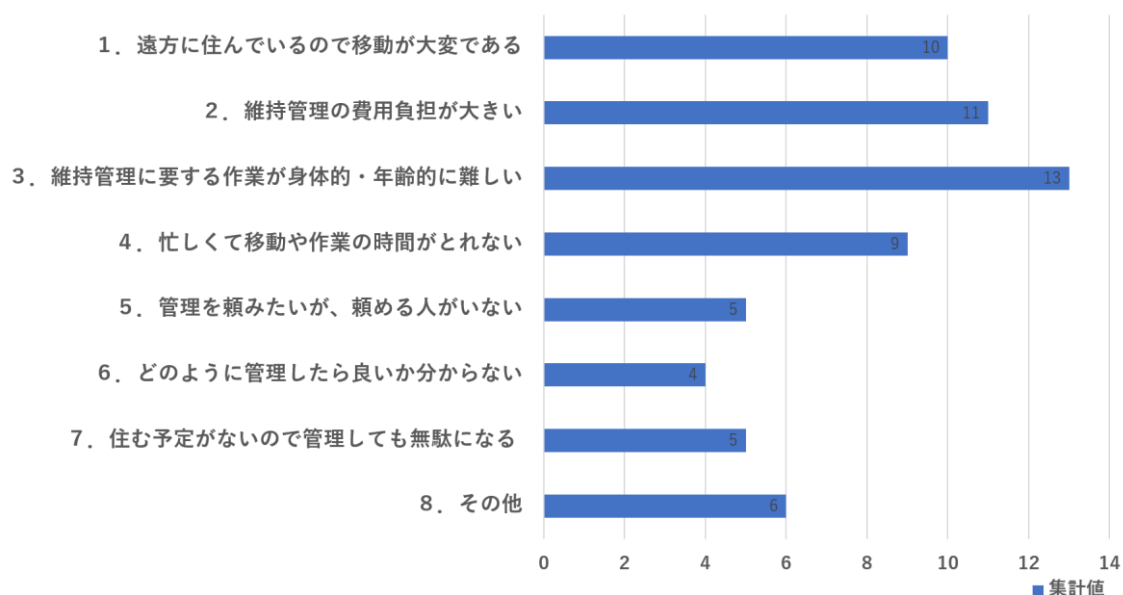
【集計結果】

建物を所有していることの困っていることについて、「特になし」と回答した方が、35名（19%）と最も多く、「建物の中にある家財等の処分ができない」と回答した方が25名（14%）となっており、「維持管理に困っている」「売却したいが、相手がみつからない」が同数で19名（10%）であり、半数程度で空き家の維持管理、利活用について困っているとの結果となりました。

【問15-2】 問15-1で「1. 維持管理に困っている」を選択した方へ質問です。
維持管理の具体的な困りごとは何ですか。（複数選択可）

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 遠方に住んでいるので移動が大変である	10	16
2. 維持管理の費用負担が大きい	11	17
3. 維持管理に要する作業が身体的・年齢的に難しい	13	21
4. 忙しくて移動や作業の時間がとれない	9	14
5. 管理を頼みたいが、頼める人がいない	5	8
6. どのように管理したら良いか分からない	4	6
7. 住む予定がないので管理しても無駄になる	5	8
8. その他	6	10

回答数：63件



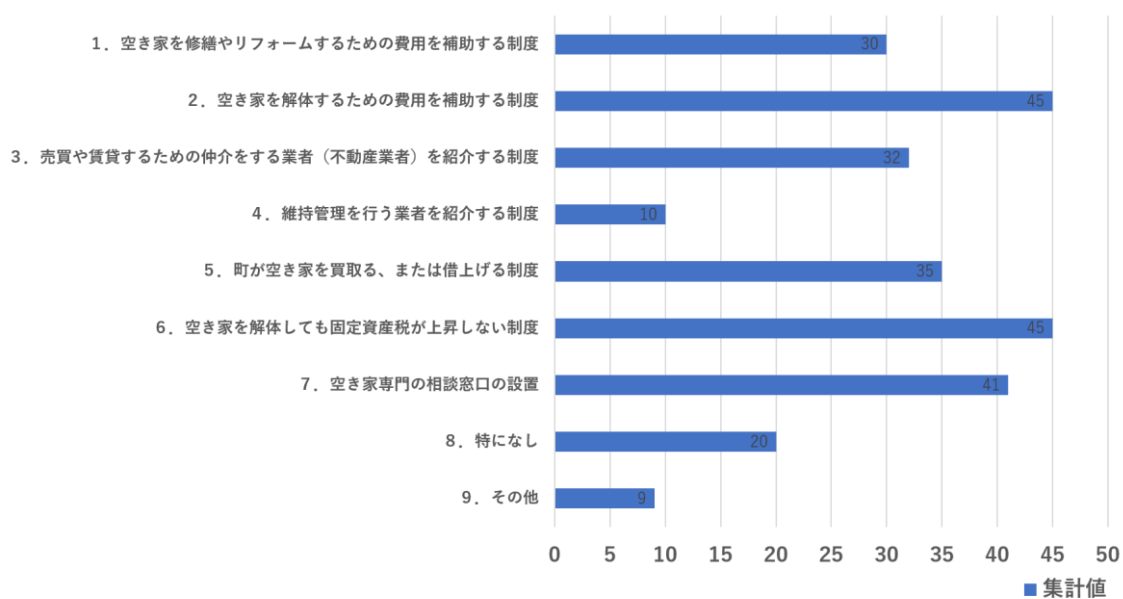
【集計結果】

維持管理の具体的な困りごとについて、「維持管理に要する作業が身体的・年齢的に難しい」と回答した方が、13名（21%）と最も多く、「維持管理の費用負担が大きい」と回答した方が11名（17%）、「遠方に住んでいるので移動が大変である」が10名（16%）であり、半数程度で維持管理の負担が大きいことについて困っているとの結果となりました。

【問 1 6】 空き家の利活用や管理に関して、どのような制度があれば良いと思いますか。
(複数選択可)

項目名	集計値	構成比 (%)
1. 空き家を修繕やリフォームするための費用を補助する制度	30	11
2. 空き家を解体するための費用を補助する制度	45	17
3. 売買や賃貸するための仲介をする業者（不動産業者）を紹介する制度	32	12
4. 維持管理を行う業者を紹介する制度	10	4
5. 町が空き家を買取る、または借上げる制度	35	13
6. 空き家を解体しても固定資産税が上昇しない制度	45	17
7. 空き家専門の相談窓口の設置	41	15
8. 特になし	20	7
9. その他	9	3

回答数：267件



【集計結果】

空き家の利活用や管理に関して望んでいる制度について、「空き家を解体するための費用を補助する制度」「空き家を解体しても固定資産税が上昇しない制度」と回答した方が、同数の 45 名（17%）と最も多く、「空き家専門の相談窓口の設置」と回答した方が 41 名（15%）、「町が空き家を買取る、または借上げる制度」が 35 名（13%）であり、半数程度で空き家の利活用に対して金銭的な補助制度を望んでいる結果となりました。

資料 7

関連施策

- ・平成28年10月17日

「空き家等の適正管理に関する協定書」締結

相手方：伊奈町シルバー人材センター

- ・平成30年3月26日

「空き家等の対策に関する協定書」締結

相手方：公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部

- ・平成30年11月22日

「埼玉県県央地域における空き家の利活用等に関する協定書」締結

相手方：鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部

資料 8

相談窓口一覧

○空き家に関する総合窓口

お問い合わせ先：伊奈町役場都市計画課

電話：048-721-2111（代表）

伊奈町の空家等対策における協力部署及び専門団体

部署（伊奈町）	相談できる内容	連絡先（内線）
都市計画課	空き家に関すること	2424、2426
環境対策課	生活環境に関すること	2252、2253
税務課	固定資産税に関すること	2153、2154
危機管理課	防犯に関すること	2283、2285
土木課	町道管理に関すること	2411、2415
元気まちづくり課	移住や創業支援に関すること	2234、2235
住民相談室	法律相談に関すること	2213

専門団体	相談できる内容	連絡先
伊奈町商工会	・ 会員企業の紹介に関すること ・ 店舗としての利活用に関すること	048-722-3751
関東信越税理士会 上尾支部	・ 税金に関すること (相続税等に関すること)	048-776-8777
埼玉りそな銀行 伊奈支店	・ 融資（ローン）に関すること ・ 遺言、相続、遺品管理の相談に関する こと ・ 空き家の管理、利活用に関すること	048-722-4411
(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 彩央支部	・ 空き家バンクに関すること ・ 不動産の仲介に関すること ・ 空き家の利活用に関すること	048-731-8436
(一社) 埼玉建築士会	・ 耐震診断に関すること ・ リノベーションに関すること ・ 空き家の利活用に関すること	048-861-8221

埼玉司法書士会	・ 法律相談に関すること ・ 相続相談に関すること	048-863-7861
埼玉県 越谷建築安全センター 杉戸駐在	・ 建築基準法に関すること ・ 建築全般に関すること	0480-34-2385
埼玉県上尾警察署	・ 空き家における犯罪情報に関すること	048-773-0110